

【資料 2】

報告事項 1

令和 8 年度 of 取組等について

- (1) 令和 8 年度当初課税の状況等について
- (2) 今後の国保税改正スケジュール（予定）について
- (3) 高額療養費の自己負担限度額の見直しについて



（１）令和 8 年度当初課税の状況等について

① 令和 8 年度納税通知書を 7 月 1 5 日に発送

項目	令和 7 年度	令和 8 年度
1人当たり課税額	157,669円	178,167円
前年度との比較	14,601円 (+10.21%)	20,498円 (+13.0%)
被保険者数	28,511人	27,725人
前年度との比較	▲1,288人 (▲4.32%)	▲786人 (▲2.76%)



(1) 令和8年度当初課税の状況等について

②課税限度額（6月議会上程、6月30日施行）

課税限度額・・・1世帯（納税義務者）に課税される上限税額（年間）

区 分	限度額	増減額
医療分	67万円	+1万円
後期分	26万円	—
介護分	17万円	—
子ども分	3万円	新設
合 計	113万円	+4万円



(1) 令和8年度当初課税の状況等について

③軽減措置(6月議会上程、6月30日施行)

区 分	改正後基準(世帯主及び国保加入者の合計所得金額)
7割軽減	43万円 + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1) 以下
5割軽減	43万円 + 31万円 × (国保加入者数) + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1) 以下
2割軽減	43万円 + 57万円 × (国保加入者数) + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1) 以下

※給与所得者等：一定の給与所得者(給与収入55万円超)及び公的年金等の支給(60万円超(65歳未満)又は110万円超(65歳以上))を受ける者

【参考 改正前基準】

区 分	改正前基準(世帯主及び国保加入者の合計所得金額)
7割軽減	43万円 + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1)
5割軽減	43万円 + 30.5万円 × (国保加入者数) + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1) 以下
2割軽減	43万円 + 56万円 × (国保加入者数) + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1) 以下

（２）今後の国保税改正スケジュール（予定）について

時 期	項 目	内 容
1 0 月	安城市予算編成開始	前年度の内容を基に予算要求
1 1 月	仮算定	国が示す仮算定係数を踏まえ県が試算
1 月上旬	安城市予算案確定	仮算定結果を踏まえ予算案の決定
1 月中旬	本算定	国が示す確定係数を踏まえ県が試算
1 月下旬	諮問書の送付	諮問書と本算定結果を踏まえた資料を各委員様宛に送付
2 月 4 日 （予定）	第 2 回 安城市国保運営協議会	審議・答申
3 月・6 月	条例改正案等議会上程	答申内容を踏まえ条例改正・予算案審議

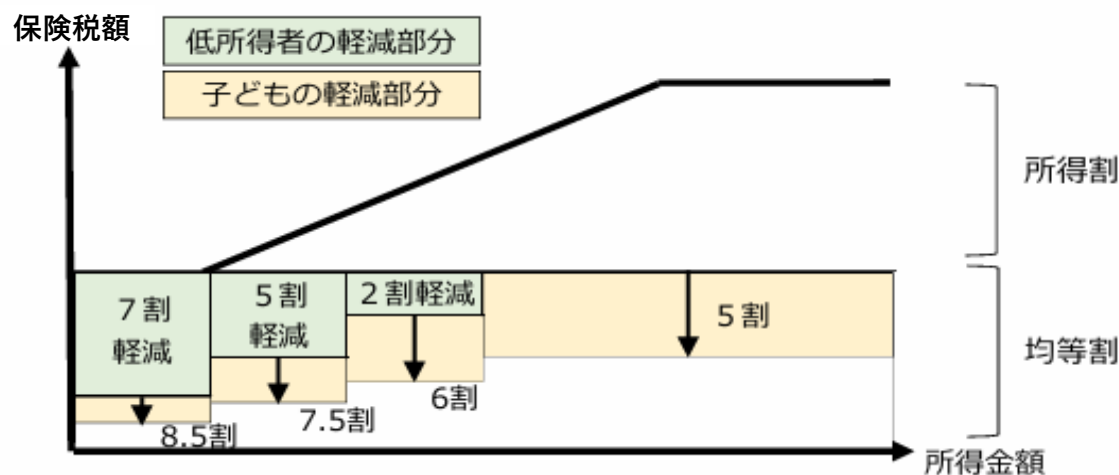


(2) 今後の国保税改正スケジュール (予定) について

子育て世帯の保険税負担軽減

➤ 概要

未就学児に係る均等割について、その5割を公費により軽減する措置を講じているが、子育て世帯のさらなる負担軽減のため、5割の軽減措置の対象を高校生年代まで拡充する。



➤ 施行期日

令和9年4月1日



(3) 高額療養費の自己負担限度額の見直しについて

70歳以上	令和8年7月まで	令和8年8月から 令和9年7月まで	70歳未満	令和8年7月まで	令和8年8月から 令和9年7月まで
課税所得 690万円以上	252,600円 + 1% 〈多数回該当: 140,100円〉	270,300円 + 1% 〈多数回該当:140,100円〉 年間上限:1,680,000円	所得901万円超	252,600円 + 1% 〈多数回該当: 140,100円〉	270,300円 + 1% 〈多数回該当: 140,100円〉 年間上限:1,680,000円
課税所得 380万円以上	167,400円 + 1% 〈多数回該当: 93,000円〉	179,100円 + 1% 〈多数回該当:93,000円〉 年間上限:1,110,000円	所得600万円超 901万円以下	167,400円 + 1% 〈多数回該当: 93,000円〉	179,100円 + 1% 〈多数回該当: 93,000円〉 年間上限:1,110,000円
課税所得 145万円以上	80,100円 + 1% 〈多数回該当: 44,400円〉	85,800円 + 1% 〈多数回該当:44,400円〉 年間上限:530,000円	所得210万円超 600万円以下	80,100円 + 1% 〈多数回該当: 44,400円〉	85,800円 + 1% 〈多数回該当: 44,400円〉 年間上限:530,000円
課税所得 145万円未満	57,600円 〈多数回該当:44,400円〉 外来特例:18,000円 外来年間上限:144,000円	61,500円 〈多数回該当:44,400円〉 年間上限:530,000円 外来特例:22,000円 外来年間上限:216,000円	所得210万円以下 (市民税非課税世帯除く)	57,600円 〈多数回該当: 44,400円〉	61,500円 〈多数回該当: 44,400円〉 年間上限:530,000円
市民税非課税 低所得者Ⅱ ※1	24,600円 外来特例:8,000円	25,700円 〈多数回該当:24,600円〉 年間上限:290,000円 外来特例:11,000円 外来年間上限:96,000円	市民税非課税世帯	35,400円 〈多数回該当: 24,600円〉	36,900円 〈多数回該当: 24,600円〉 年間上限:290,000円
市民税非課税 低所得者Ⅰ ※2	15,000円 外来特例:8,000円	15,700円 年間上限:180,000円 外来特例:8,000円			

※1 同一世帯の世帯主及び国保加入者全員が市民税非課税の世帯に属する人
 ※2 同一世帯の世帯主及び国保加入者全員が市民税非課税で、各種所得が0円となる世帯に属する人

